

答 申 第 2 8 号

平成 31 年 2 月 28 日

仙台市長 郡 和子 様
(総務局総務部文書法制課扱い)

仙台市個人情報保護審議会

会長 中原 茂樹

仙台市個人情報保護条例第 41 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 30 年 6 月 7 日付け H30 総総文第 519 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 34 号

株式会社〇〇〇〇の平成 30 年 3 月 14 日付け報告書に係る個人情報一部開示決定に対する審査請求

答 申
(諮問第 34 号)

1 審議会の結論

株式会社〇〇〇〇（以下「対象会社」という。）の平成 30 年 3 月 14 日付け報告書（以下「対象会社報告書」という。）に記録されている個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）につき、その一部を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、審査請求人（以下「請求人」という。）が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき本件対象個人情報の開示を請求したのに対し、仙台市水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が行った平成 30 年 5 月 15 日付け一部開示決定（以下「原処分」という。）について、非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）に係る決定の取消しを求めたものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

本件非開示部分に記載されているのは、請求人が被害を受けた「個人情報漏えい事件」の当事者である対象会社の従業員として、当該事件に深く関わったと思われる人物の氏名であり、当該人物は、個人情報を保護すべき第三者には当たらない。事件の真相究明のためにも、当該人物の氏名は、開示されるべきである。

また、請求人は、当該事件に関し民事訴訟を提起することを考えているが、その一環として民事訴訟法第 163 条に基づく当事者照会を行えば、対象会社は、請求人に対し当該人物の氏名を開示せざるを得なくなるのであるから、条例第 17 条第 2 号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として開示請求に係る本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するものとして開示されるべきである。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な非開示理由は、次のとおりである。

本件非開示部分には、請求人以外の第三者の氏名が記載されている。これは、請求人以外の特定の個人を識別できる情報であることから、法人の代表者として商業登記簿等で公にされている人物及び公務員の氏名を除き、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。ただし、請求人と対面あるいは電話で応対したことがある人物など、請求人が当該第三者の氏名を知っていたことが明らかであると認められる箇所については、条例第 17 条第 2 号ただし書イの法令等の規定により又は慣行として開示請求に係る本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するものとして開示している。

よって、原処分においては、本件非開示部分に記載された請求人以外の第三者の氏名のうち、請求人本人が知っていたことが明らかであるとは認められない箇所を非開示としたものである。

5 背景となった事案の概要

請求人の口頭意見陳述の内容、及び実施機関からの説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は、概ね次のとおりである。

- (1) 請求人は、ある不動産業者から請求人の自宅の隣接地に水道を引きたいので、請求人所有の給水装置（水道管）からの分水工事の施工に同意してほしいと依頼された。その際当該不動産業者から、請求人宅の給水装置の所有権の名義が前所有者のままになっていると告げられたため、なぜ当該不動産業者が請求人宅の給水装置の所有権の名義のことを知っているのか不審に思い、実施機関に問い合わせた。
- (2) 実施機関では、請求人からの問い合わせを受け、指定給水装置工事事業者（水道法（昭和32年6月15日法177号）第16条の2第2項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。以下同じ。）である対象会社が過去に実施機関が保有する請求人宅の給水装置に関する情報を取得していた記録があったことから、同社に質したところ、同社は、当該不動産業者に対し当該給水装置の所有者に関する情報を提供した旨回答した。しかし、対象会社は後日、実施機関に対し、先の回答は誤りであり、実際には当該給水装置の取出口径などの情報を伝えたのみで、所有者の氏名や住所は話していないと説明した。
- (3) なお、実施機関が仙台市水道サービス公社に委託して運営する相談受付窓口（以下「水道局窓口」という。）では、実施機関が把握している給水装置の所有者名義について、所有者本人又は指定給水装置工事事業者以外の者に対しても、不動産登記簿上の所有者と一致するか、又は一致しないかを答える方法により情報提供を行っていた。一方で、当該不動産事業者は、実施機関からの問合せに対し、請求人宅の給水装置の所有者名義については不動産登記簿等から推測したものであり、水道局窓口では管の分岐の可否を確認したのみで、所有者の確認は行っていない、と回答している。
- (4) 実施機関は、対象会社に対し事実経過を書面にして提出するよう求め、同社から対象会社報告書が提出された。これを受け、実施機関は、対象会社報告書を基に「個人情報の漏えいはなかった（確認には至らなかった）」旨の報告書を作成し、請求人に交付した。
- (5) 請求人が実施機関に対象会社報告書の提供を求めたところ、実施機関は、個人情報の開示請求を行うよう案内した。
- (6) 請求人からの開示請求に対し、実施機関は、本件対象個人情報を請求の対象として特定した上で、法人の代表者及び公務員を除く請求人以外の個人の氏名は非開示とした平成30年4月26日付け一部開示決定を行った。
- (7) 同処分において非開示とされた部分について請求人から疑義が呈されたため、実施機関は、請求人に対し、過去に接触したことがある人物について確認を行い、請求人と対面または電話で対応したことがあると思われる人物の氏名については開示することとして、改めて原処分を行った。

6 審議会の判断

- (1) 条例第17条第2号本文の該当性について

条例第17条第2号本文は、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であって、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示

することにより、なお開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については非開示とする旨を定めたものである。

当審議会において本件対象個人情報を見分したところ、本件非開示部分は、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができる情報と認められることから、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

(2) 保護されるべき個人情報について

請求人は、本件非開示部分に氏名が記載された人物は「個人情報漏えい事件」に深く関わったと思われる当事者であって、当該人物は個人情報を保護されるべき第三者には当たらず、事件の真相究明のためにも本件非開示部分は開示されるべき旨を主張している。

しかしながら、本条例は制度上、情報の開示又は非開示の決定にあたっては、請求人が主張するように、当該人物が個人情報の保護を受けるに値するか否かを判断するものではなく、条例第 17 条第 2 号ただし書に規定する例外を設けた上で、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別できる情報については、一律に保護されるべきことを原則として、非開示とすることとしている。

したがって、本件非開示部分については、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別できる情報であることから、あくまで当該情報が第 17 条第 2 号ただし書に該当するか否かをもって開示又は非開示を決定すべきものである。

(3) 条例第 17 条第 2 号ただし書の該当性について

条例第 17 条第 2 号ただし書は、開示請求に係る本人以外の個人情報が、イ（法令等の規定により又は慣行として開示請求に係る本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報）、ロ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報）又はハ（公務員の職務の遂行に係る情報）に該当する場合には、例外的に非開示情報から除く旨を定めたものであるため、以下検討する。

- ① 請求人は、自身が今後民事訴訟を提起した場合に民事訴訟法第 163 条に基づく当事者照会を行ったならば、対象会社は本件非開示部分である同社従業員の氏名を請求人に対し開示せざるを得なくなるのであるから、本件非開示部分は、条例第 17 条第 2 項ただし書イに該当すると主張している。
- ② 条例第 17 条第 2 号ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求に係る本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を非開示情報除外事由として定めているところ、これは、一般に公にされている情報については、これを開示したとしても、個人のプライバシー等の利益が侵害されるおそれがないことから、あえて非開示として保護する必要がないという趣旨のものと解される。そして、「法令等の規定により又は慣行として開示請求に係る本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とは、不動産登記簿や商業登記簿に記録された情報等、法令等の規定や慣行により、現在又は将来、何人でも入手できる情報に加え、客観的に見て開示情報に係る本人が入手可能と判断される情報と解すべきである。
- ③ 請求人が主張の根拠とする民事訴訟法第 163 条は、訴訟係属中に、相手方当事者に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、書面で回答するよう書面で照会できること、及びその除外事由を定める規定であるところ、仮に、今後請求人により民事

訴訟が提訴され当事者照会が行われたとしても、当該照会に対しどのような内容で回答するかについては、あくまでも照会を受けた相手方の判断によるものであることからすると、本件非開示部分について、客観的に見て開示情報に係る本人が入手可能と判断される情報とまで認めることはできず、条例第 17 条第 2 号ただし書イに該当するとはいえない。

- ④ また、本件非開示部分は、一般に人の生命、財産等を保護するために開示することが必要な情報であるとは認められず、さらには公務員の職務の遂行に係る情報でもないから、条例第 17 条第 2 項ただし書ロ及びハにも該当しない。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人は他にも意見や要望を述べているが、本件審査請求に関し審議すべきは、実施機関が行った原処分の内容が条例に照らして妥当であったか否かであり、また、請求人のこれらの意見等により当審議会の結論が左右されるものでもない。

(5) 結論

以上のおりであるから、冒頭のおり判断する。

なお、実施機関における給水装置に関する個人情報の取扱いについて付言する。

実施機関が給水装置に係る業務を行うにあたっては、仙台市水道事業給水条例（昭和 34 年仙台市条例第 1 号）第 10 条第 1 項において、給水装置の新設、改造、撤去等をしようとする者は、あらかじめ水道事業管理者の承認を受けなければならない旨が規定されていること等から、実施機関は、給水装置の設置者の氏名をはじめ、様々な個人情報を取扱うこととなる。水道法において「水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないもの」と規定しているとおり、水道は、市民生活に欠くことのできない重要なライフラインであることも踏まえつつ、給水装置に係る個人情報の利用目的や利用又は提供のあり方について、実施機関においてあらためて整理することが望ましいと考える。

審議会の処理経過

(諮問第 34 号)

年 月 日	内 容
平成 30. 6. 7	・ 審査庁である仙台市長から諮問を受けた
30. 6. 28 (平成 30 年度第 1 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
30. 7. 5	・ 仙台市長から、実施機関より提出された弁明書及び審査請求に係る公文書の写しの提出を受けた
30. 7. 13	・ 仙台市長から、請求人より提出された反論書の提出を受けた
30. 8. 1 (平成 30 年度第 2 回 個人情報保護審議会)	・ 実施機関（水道局給水部給水装置課）から意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
30. 8. 8	・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
30. 8. 15	・ 請求人から意見書の提出を受けた
30. 9. 20 (平成 30 年度第 3 回 個人情報保護審議会)	・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
30. 10. 18 (平成 30 年度第 4 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
30. 12. 18 (平成 30 年度第 5 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
31. 1. 30 (平成 30 年度第 6 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った